

八潮市住宅改修資金補助金制度

やさお元気UP! リフォーム応援事業!

のご案内

この制度は、市内に本店等※がある施工業者を利用し、お住まいの住宅改修工事を行う市内在住の方に対して、その費用の一部を補助する制度です。

※本店等：法人における本社、又は個人事業主の場合は市内に住所があること。
※法人の場合は、営業所や支店が市内にあるだけでは対象となりません。

★10万円（税別）以上の住宅リフォーム工事に対し
⇒工事費の30%を補助します！

補助金の上限は10万円です（千円未満切捨て）

★外構工事も対象となります！

★一定の条件を満たせば、店舗・工場・事務所等のリフォームも対象となります！

※補助の対象となる住宅改修工事の範囲は限られています。詳しくは4頁の対象工事をご覧ください。

【申込資格】（次のすべてに該当すること）

- ① 申込日現在、八潮市に1年以上住民登録をされている方
- ② 申込日現在において市税の滞納がない方（※住宅が共有名義の場合、代表者のみ申請可能です）
- ③ 申請予定の対象工事が、市で実施している別の補助制度を利用しない方
- ④ 過去に同じ住宅で、この補助金を受けていない方

【対象住宅】

申込資格を満たしている方が所有し居住している個人住宅で、市内にある住宅。
なお、集合住宅は、個人の専有部分とします。

【対象工事】

- ① 市内に本店等※がある住宅改修施工業者が行う、10万円（税別）以上のリフォーム工事
（※本店等：法人における本社、又は個人事業主の場合は市内に住所があること。
※法人の場合は、営業所や支店が市内にあるだけでは対象となりません。）
- ② 令和6年3月15日（金）までに工事が完了し、領収書等を添えて完了報告書を提出できること。
（2024年） *対象工事の詳細は4頁をご覧ください

【補助金の額】

10万円（税別）以上の工事の場合⇒工事費の30%（千円未満切捨て：補助金の上限は10万円）
※原則見積額が補助の対象となりますが、実際の工事額が見積額より下がった場合は、その額を対象とします。

※すでに改修工事に着工している方や改修工事が完了している方に対しては補助できません。

※補助は予算枠に達ししだい締め切りとなります。

申請期間

令和5年6月20日（火）～令和5年12月22日（金）※土日・祝日は除く
（2023年）（2023年）

※予算枠に達した時点で

【受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで】 締め切りとさせていただきます。

お申込・問い合わせ先

八潮市役所商工観光課（市役所2階）電話048-996-2111（内線479・384）

申請の前に必ずご確認ください！

補助の要件にあてはまっていますか？

主な要件は、以下のとおりです。すべてに該当しているか事前にご確認ください。

- 市内に本店等※がある施工業者に工事を依頼する予定であり、見積書を取得している
 (※本店等：法人における本社、又は個人事業主の場合は市内に住所があること。)
 (※法人の場合は、営業所や支店が市内にあるだけでは対象となりません。)
- 工事の着工前である
- 10万円(税別)以上の工事である
- 八潮市内にある個人住宅で、自らが所有し、居住している
- 1年以上八潮市内に住んでいる
- 市税の滞納はない
- 以前にこの制度による補助を市から受けていない
- 今回の工事で、市が行っている他の補助制度を利用しない

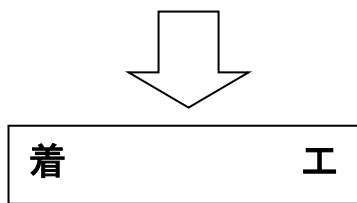
対象工事の具体例は次のとおりです。ご確認ください！

工事の具体例	補 助	備 考
屋根、外壁の補修・塗装工事	対象です	
壁紙、クロス、襖紙、障子紙の張替工事	対象です	
サッシの改修工事	対象です	
床の張替、畳替え、建具の取替え工事	対象です	
増改築工事	対象です	
浴室・キッチン・トイレ等の改修工事	対象です	
外構工事 (門扉、塀、LED外灯等の設置及び改修)	対象です	工事を伴う場合は対象です。 ブロック塀等の撤去のみでは対象となりません。 下記③や④の補助を受ける場合は対象外です。
窓ガラス・カーテン・網戸等の交換	一部の工事は対象です	工事を伴う場合は対象です。ただし、網戸等を一式交換する場合は、建物の増改築、他の内装工事と一体的に行う場合のみ対象です。
手すりの取り付け、段差の解消、滑りづらい床材への変更等	右欄に記載のとおり	下記⑤や⑥の補助を受ける場合は対象外です。
耐震改修工事		下記②の補助を受ける場合は対象外です。
店舗・工場・事務所等のリフォーム	一部の工事は対象です	原則として対象外です。 ただし、 <u>居住用部分と事業用部分(店舗、工場、事務所等)が併用となっている家屋の場合は、事業用部分も居住用部分と同様に対象です。</u>
車庫(カーポートを含む)	対象外です	
給湯器、太陽光発電の設置。水道配管工事、ガス施設敷設(配管を含む)工事。	対象外です	原則として <u>建物本体または建物と一体化した箇所の工事でない</u> と対象となりません。なお、太陽光発電の設置は、一定の要件を満たすと下記①の補助を受けられる場合があります。

【市で行っているその他の補助制度】 市の電話番号 048-996-2111 (代表)

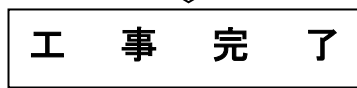
- ① 太陽光発電等に対する補助 ⇒ 環境リサイクル課 (内線338)
- ② 木造住宅耐震改修に対する補助 ⇒ 開発建築課 (内線468)
- ③ 危険ブロック塀等撤去改修補助金 ⇒ 開発建築課 (内線468)
- ④ 生垣設置奨励金 ⇒ 公園みどり課 (内線321)
- ⑤ 重度身体障がい者居宅改善整備費補助 ⇒ 障がい福祉課 (内線428)
- ⑥ 居宅介護住宅改修(介護予防住宅改修) ⇒ 長寿介護課 (内線443)

※制度の詳細については、担当課にお問い合わせ下さい。



(注) 交付決定後に改修工事の着工をしてください。

※交付決定前に改修工事を着工した場合は補助金を交付できません！



・工事完了後30日以内または令和6年3月15日(金)
(2024年)のどちらか
早い日までに、下の枠内の書類を揃えて商工観光課へ提出してくだ
さい。

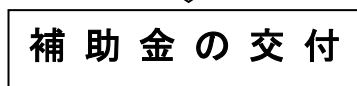
【工事完了後、補助金の交付を受ける際に必要な書類】

- ① 八潮市住宅改修資金補助金工事完了報告書
(市商工観光課の指定用紙)
- ② 施工業者が発行する領収書の写し (原本の提示)
- ③ 住宅改修後の施工箇所の写真
(申請時に提出した住宅改修前の施工箇所の写真と同じ方向から撮影してください)
- ④ 建築基準法第7条に基づく検査済証の写し
(建築確認申請が必要な場合)
- ⑤ 補助金の請求書 (市商工観光課の指定用紙)

必要に応じ現地調査を行います。その際には立会いをお願いします。



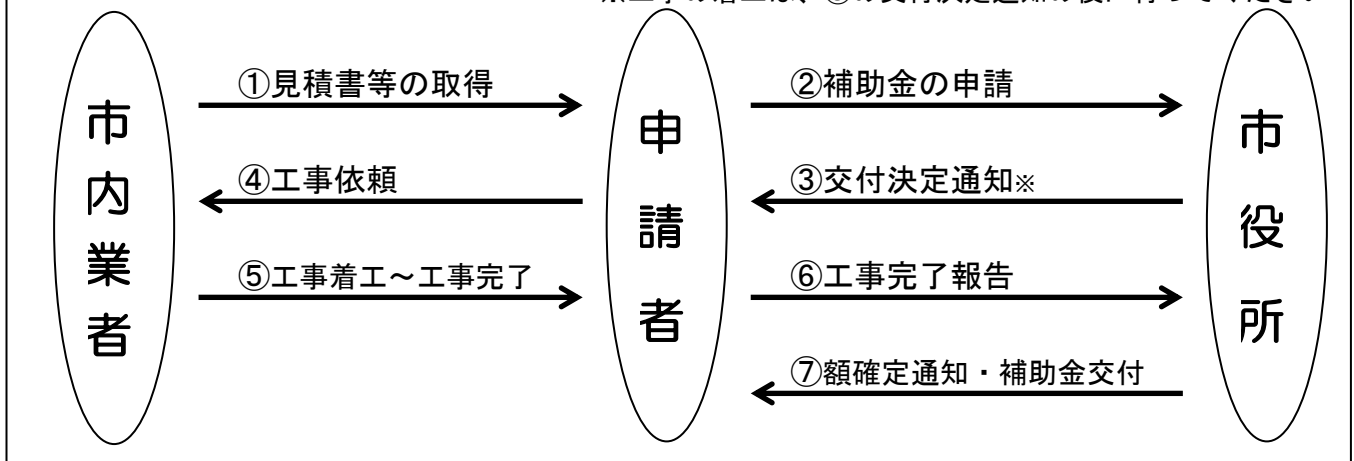
・補助金の確定通知書を送付します。



・指定口座(申請者名義の口座)へ振込みます。
(工事完了報告書提出から1ヶ月程度)

手続きの流れ (イメージ)

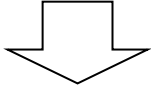
※工事の着工は、③の交付決定通知の後に行ってください



手続きの方法

注意：工事着工前の申請が必要です！

申請用紙配布



補助金申請

・申請に必要な書類や案内チラシは、市役所商工観光課で配布します。（申請に必要な書類の一部は、市ホームページからダウンロードすることができます）

・下の枠内の書類を揃えて商工観光課へ直接提出してください。（郵送不可）

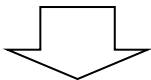
（注）本人又は同居の親族以外の方が申請書を提出するときは、本人の委任状が必要です。

【補助金申請に必要な書類】

- ① 八潮市住宅改修資金補助金交付申請書（市商工観光課の指定用紙）
- ② 住民票（市市民課で発行）
- ③ 市税完納証明書（市商工観光課の指定用紙、市納税課で証明。）
※駅前出張所では発行しません
- ④ 住宅改修工事契約書又はそれに代わるものの写し
（契約書等を締結する場合に限る）
- ⑤ 住宅改修工事見積書の写し
（内訳の記載、施工業者の記名、捺印のあるもので、対象工事外の工事も見積書に含む場合は、金額の別がわかるようにすること）
- ⑥ 住宅改修工事の図面（図面を作成する場合に限る）
- ⑦ 住宅改修前の建物の外観及び施工箇所の写真
（建物の外観（全体）を正面から撮影した写真も必ず提出すること）

【重要】②の「住民票」及び③の「市税完納証明書」は、申し込みの受付中であることを確認のうえ、ご用意いただくようお願いします。また、出来るだけ申請当日の発行をお願いします。

書類審査



補助金交付決定

・市から交付決定通知書を送付します。

右ページ上段へ